人事 院は、 国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第百九十一号) に基づき、 人事院規則一六一〇 (職

員の災害補償)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年九月十五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六一〇一七一

人事院規則一六一〇 (職員の災害補償) の 一 部を改正する人事院規則

人事 院規則一六—〇 (職員の災害補償) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間	一~七 (略)	別表第一(第二条関係)	改 正 後
八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間	一~七 (略)	別表第一(第二条関係)	改正前

九•十 (略)	九•十 (略)
びこれらに付随する疾病	
く栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及	疾病
)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そ	梗塞 又は高血圧性脳症及びこれらに付随する
脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを含む。	症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳
室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動	動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓
そく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心	、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細
業務に従事したため生じた狭心症、心筋こう	業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞
の業務その他血管病変等を著しく増悪させる	の業務その他血管病変等を著しく増悪させる

附則

この規則は、公布の日から施行する。